

三次市教育委員会議案第 2 2 号

三次市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（補助執行）

第 2 条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次表に掲げる事務（当該事務の決裁については、次条の規定によって定める範囲に限る。）を同表左欄に掲げる事務職員に補助執行させる。

事務職員	補助執行させる事務
市民課の職員	就学予定者の入学及び学齢児童生徒の転入学に関すること。

第 3 条中「室長」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。